

保険について

PTA 総合保険（南大谷小学校父母と教職員の会で加入している保険）

この保険は父母教が企画・立案・主催するスポーツ大会、講演会等の行事の遂行に伴う事故により生じた傷害及び賠償事故に対応する保険です。

また、この保険の掛金は、父母教の活動運営費の中から支払われています。

《PTA 団体傷害保険》

1. 被保険者の範囲

- ・ 保護者会員 ・ 保護者会員の同居の家族 ・ 教職員会員 ・ 児童
- ・ PTA 行事の参加が事前に父母教から認められている者（PTA 行事に参加するボランティア等をいいます）

2. 保険金が支払われる場合

被保険者の所属するPTAの管理下において、PTA行事に参加している間及びPTA管理下中の放課後の校庭開放の間や、PTA行事に参加する為にPTAが指定する集合場所と解散場所、自宅から行事会場までの往復路で、急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害、死亡、後遺障害が対象となります。

例としては、

- 腕章・パトロールプレートをつけているために（地域での安全運動実施中に）被害にあった。

（子供たちへの呼びかけや注意をした際に受けた怪我）

注：挑発によって暴力行為に発展した場合は適用外です。

- 校庭開放時、サッカーをしていてぶつかり倒れた時、手を骨折した。

- PTA活動のバレーボールの練習中突き指をした。

以上のような状態でけがをして医療機関に通った場合

3. 保険金の種類

保険金の種類	内 容	保 険 金
死亡保険金	事故の日から 180 日以内にその傷害が原因で死亡した時	150 万円
後遺障害保険金	事故の日から 180 日以内にその傷害が原因で後遺障害が生じた時	その程度により死亡保険金の 3%~100%
入院保険金	傷害により入院した時 180 日を限度として	入院 1 日につき 2250 円
通院保険金	けがにより医師に治療を受けた時 90 日を限度として	通院 1 日につき 1500 円

※自覚症状しかないムチ打ち症及び腰痛はお支払い出来ません。

4. 保険金をお支払いできない主な場合

- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意
- ② 被保険者の自殺行為・犯罪行為または闘争行為
- ③ 無免許運転、または酒気を帯びた状態での運転による事故
- ④ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤ 地震・噴火または津波による事故
- ⑥ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質などによるもの
- ⑦ 頸部症候群（むち打ち症）、腰痛などで医学的他覚所見のないもの
- ⑧ くつずれ、しもやけ、熱中症、日射病

など

《PTA 団体賠償責任保険》

1. 被保険者の範囲

- ・ PTA

2. 保険金が支払われる場合

この保険は、PTA 活動遂行中に発生した事故につき、PTA が法律上の賠償責任を負担する場合に保険金が支払われます。

PTA 活動危険	PTA 活動中に生じた偶然の事故により、他人の身体に障害を与えた場合、または他人の財物を損壊した場合
事故の例	PTA 活動中の一環として、夏休み中全校生徒を川に連れて行ったところ生徒の一人が、深みにはまって溺死し、その親から PTA に対し賠償請求された。
	PTA で学校の清掃を行った際、積み上げられた机が倒れ、保護者（PTA 会員）の中からけが人が出た。
受託物危険	PTA が第三者から借用したスポーツ用具等の財物を PTA 会員や生徒が壊したり、紛失したり、盗まれた場合
事故の例	PTA の講演会を開くため、第三者から借りたマイクを台から落として壊した場合

3. 保険金が支払われない主な場合

- ① 被保険者または保険契約者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、暴動、騒じょうによって生じた賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波などの自然変象によって生じた賠償責任
- ④ 被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理などの工事に起因する賠償責任
- ⑤ 自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます）の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ⑥ 飲食物に起因する賠償責任
- ⑦ 借用した受託物のかし、自然の消耗または性質による破損によって生じた賠償責任
- ⑧ 借用した受託物を貸主に返還した日から 30 日を経過した後に発見された受託物の破損によって生じた賠償責任

など